

様式第24号(第27条の2関係)

随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

施設名	広島産業保健総合支援センター
施設の所在地	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階
契約担当役氏名	三角 昭生

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由(企画競争又は公募の実施)	予定価格(消費税を含む。単価:円)	契約金額(消費税を含む。単価:円)	落札率	再就職の役員の数	備考
広島産業保健総合支援センター事務所賃貸借(5-A)	令和5年4月1日	(株)合人社計画研究所 広島県広島市中区袋町4番31号	3240001003306	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	6,056,820	—	—	
広島産業保健総合支援センター事務所賃貸借(5-B)	令和5年4月1日	(株)合人社計画研究所 広島県広島市中区袋町4番31号	3240001003306	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	1,630,200	—	—	
広島産業保健総合支援センター広島地域窓口事務所賃貸借	令和5年4月1日	(一社)広島市医師会 広島県広島市西区観音本町1-1-1	9240005000756	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	1,306,800	—	—	
広島産業保健総合支援センター呉地域窓口事務所賃貸借	令和5年4月1日	(一社)呉市医師会 広島県呉市朝日町15-24	7240005006053	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	1,174,800	—	—	
広島産業保健総合支援センター福山地域窓口事務所賃貸借	令和5年4月1日	(一社)福山市医師会 広島県広島県福山市三吉町南2-11-25	2240005007790	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	1,320,000	—	—	

様式第24号(第27条の2関係)

随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

施設名	広島産業保健総合支援センター
施設の所在地	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階
契約担当役氏名	三角 昭生

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由(企画競争又は公募の実施)	予定価格(消費税を含む。単価:円)	契約金額(消費税を含む。単価:円)	落札率	再就職の役員の数	備考
鳥取産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和5年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都品川区大崎一丁目2番2号	1010001065445	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	2,986,764	—	—	
鳥取産業保健総合支援センター東部地域窓口事務所賃貸借	令和5年4月1日	(一社)鳥取県東部医師会 鳥取県鳥取市富安1-75	7270005000508	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	840,000	—	—	
鳥取産業保健総合支援センター中部地域窓口事務所賃貸借	令和5年4月1日	(公社)鳥取県中部医師会 鳥取県倉吉市旭田町18	7270005004211	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	855,552	—	—	
鳥取産業保健総合支援センター西部地域窓口事務所賃貸借	令和5年4月1日	(公社)鳥取県西部医師会 鳥取県米子市久米町136	5270005004840	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	840,000	—	—	
島根産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和5年4月1日	(株)第一ビルサービス 広島県広島市中区大手町五丁目3番12号	7240001005793	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	2,559,288	—	—	

